

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されます

6月以降に選定の正式決定がされる予定です

- ・平成21年4月17日（金）付けで、国の文化審議会は、黒島地区を国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に選定するよう、文部大臣に答申しました。
- ・今年の6月以降に、文部大臣による選定の正式決定がされる予定です。
- ・黒島地区は能登地方で最初の、県内では金沢市（2地区）、加賀市（1地区）に続いて、4地区目の重伝建地区となります。



黒島地区伝統的建造物群保存地区

石川県内の重伝建地区の紹介

金沢市東山ひがし（茶屋町）	金沢市主計町（茶屋町）	加賀市加賀橋立（船主集落）

写真の出典：全国伝統的建造物群保存地区協議会 HP

祝辞～黒島地区の重要伝統的建造物群保存地区選定にあたって～

この度、黒島地区が国の重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けて大きな一歩を踏み出したことを心からお喜び申し上げます。この間、あの未曾有の震災で大きな被害を受けたにもかかわらず、この伝統的な家並みを保存すべく、まちづくり協議会を中心として地区の皆さんが一丸となってお尽力されてこられたことに対しまして心から敬意を表するものであります。市といたしましても、この貴重な財産をしっかりと後世に残し、素晴らしい家並みと皆様のおもてなしの心で全国から多くの方々をお迎えし、地区の活性化に資することを切に願っております。

輪島市長 梶 文秋

工事をする場合、市への届出・許可が必要になります

下記の行為は事前に市への届出が必要です

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採 (5) 土石類の採取 (6) 水面の埋立て又は干拓

黒島らしい建築物にするためのルールが定められました

・下のイメージ図を参考に、事前に市や設計士、工務店と十分に相談をして下さい。



イメージは一例です

ルールを守ると下の表のような支援が受けられます

・支援制度は今年の10月頃を目処にスタートする予定です。(現在、文化庁と調整中)

工事費等の関係費用		伝統的建造物		伝統的建造物以外の建造物 (基準に合致した場合)	
		補助率	限度額	補助率	限度額
建築物の修理・修景 (屋根・外壁等の外観部分)	主屋	80%	1,000万円	70%	400万円
	土蔵	80%	600万円	70%	250万円
	その他付属屋	80%	400万円	70%	150万円
工作物の修理・修景(塀・石垣・門等)		80%	300万円	70%	150万円
固定資産税関係		伝統的建造物		伝統的建造物以外の建造物	
家屋		免除		3割減免	
家屋の敷地		5割減免		3割減免	

伝建地区に関する問合せ先

輪島市教育委員会文化課 電話：22 - 7666